

第6章 推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 各主体の役割

本戦略の推進にあたっては、県民、NPO等民間団体、農林水産業者、企業等事業者、大学等教育機関、行政など様々な主体が連携・協働しながら“オールえひめ”で生物多様性の保全に取り組む必要があります。

①県民の役割

生物多様性に配慮した商品を選択するなど消費行動を通じた取組や、自然とのふれあいを通じた生物多様性の理解等、生活に根差した取組を行います。

- ・地域在来の生きものや自然環境に関心をもち、生物多様性保全の重要性を理解します。
- ・希少野生動植物の生息・生育地へのむやみな立ち入りや捕獲・採取・不当な売買・譲渡等を絶対にしません。
- ・飼育・栽培する動植物には最後まで責任を持ち、途中で世話を投げ出したり、山野、水辺などに放逐しません。
- ・自然観察会、エコツアーなど自然と触れ合う機会に積極的に参加します。
- ・自然公園等の利用に当たっては、ゴミの持ち帰り、動植物の採取をしない、車両を乗り入れないなどのマナーを遵守します。
- ・外来生物の被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）の徹底と駆除に協力します。有用な外来種の利活用は必要最小限にとどめ、法律等を遵守し、適切に扱います。
- ・生物多様性に配慮し生産された農林水産物への理解を深め、優先的に利用します。
- ・里地里山を含む農村の二次的自然は、豊かな生態系を育み、農林業者以外の県民もその恩恵を享受していることから、県民が一体となってその適正な維持管理活動等に参加・協力します。
- ・環境家計簿の利用などを通して、省エネ、省資源型のライフスタイルを実践し、廃棄物や温暖化の生物多様性への悪影響を軽減します。
- ・ゴミを出さない生活スタイルの実践や分別回収などリサイクルシステムへ積極的に協力します。

②NPO等民間団体の役割

生物多様性を保全する活動の実践や、広く県民参加を受け入れるプログラムの提供、専門的な知見や経験を活かした企業や教育機関等への取組支援、行政や教育機関との連携・情報共有による保護・保全活動を行います。

- ・自然観察会、保全活動、ワークショップなど県民参加型イベントを企画・実施しながら、多様な人々の連携・協働による生物多様性保全の必要性の意識啓発、普及に努めます。
- ・在来の動植物など多様な種・遺伝子あるいは生態系の保護・保全活動に取り組むとともに、県民等が実施する保護・保全活動に対し情報提供や助言等に努めます。
- ・外来生物の拡大防止及び防除や有害化した野生鳥獣の適正な管理のための活動を関係機関等と連携し計画的に実施するよう努めます。
- ・里地里山を含む農山村や里海のある漁村は、豊かな生態系を育み、農林水産業者以外の県民もその恩恵を享受しています。よって、県民が一体となってその適正な維持管理活動等に参加・協力できるよう都市と農山漁村の交流活動の支援に努めます。

- ・保護・保全活動のコーディネーターとしての役割を通じ、大学等教育機関と連携し、生物多様性ネットワークに参画するとともに、協力しながら調査・研究・普及啓発に努めます。

③農林水産業者の役割

- ・農業の自然循環機能の維持増進を高めるため、生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進します。
- ・里地・里山・里海を含む農山漁村の人の関わった自然は、持続可能な生産・狩猟採集活動等が適切に行われることにより形成・維持されていることから、農地や林地、沿岸域、流域の適切な管理に努めます。
- ・自然環境や生態系に配慮した森林、海域、流域等の創出・維持・管理に努めます。
- ・漁場に隣接する海岸、河川、ため池等の水辺の管理や清掃などの活動に努めます。
- ・農林水産業は自然環境に影響を受ける一方、生物多様性の恩恵を受けている産業であることも十分認識し、生物多様性を保全することで新たな農林水産業の活性化につながる方策の検討・実践に努めます。
- ・野生鳥獣との共存のため、地域ぐるみで被害防止、適正管理の対策に努めます。
- ・農山漁村の多面的機能が発揮されるよう、地域ぐるみで保全再生管理に努めます。
- ・セイヨウオオマルハナバチ等有用な外来種の利活用は必要最小限にとどめ、法律等を遵守し、適切に扱います。

④企業等事業者の役割

- ・あらゆる事業活動等の実施に当たり、自然環境及び生物多様性保全への配慮を徹底するよう努めます。
- ・特に、規模が大きく環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業については、法令に基づく環境影響評価を適切に実施するとともに、法令に該当しない事業であっても専門家等に意見を聞き調査や保全等について適正に対応するよう努めます。
- ・CSR活動として、自然保護活動や生物多様性保全のための活動に参加、協力します。
- ・事業所の敷地等における緑化や省エネを推進し、地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- ・外来生物の拡大防止のための管理等を徹底するとともに防除に努めます。

⑤大学等教育機関の役割

- ・大学及び博物館をはじめとする教育機関は生物多様性に係る研究を行うとともに、専門知識や教育・研究に関する技術を生かした取組を行います。
- ・生物多様性に関する専門知識や多様なスキルを有した人材を育成します。
- ・保護・保全活動のコーディネーターとしての役割を通じ、NPO等民間団体と連携し、生物多様性ネットワークに参画するとともに、調査・研究・普及啓発に努めます。

⑥行政の役割

(市町)

市町は、本戦略の目標や施策を踏まえ、それぞれの地域独自の生物多様性の保全のための施策を検討し、方針を共有した上で、計画的に推進します。また、外来生物の拡大防止及び防除を積極的に行います。

例えば、次のような地元に根ざした市町ならではの取組が挙げられます。

- ・ 自然環境の状況を調査、把握し、保護・保全が必要な地域の指定等を行います。
- ・ 地域特有の自然環境の保護、回復を図ります。
- ・ 自然観察会、参加型ワークショップによって、地域に内在する生物多様性をみんなで見出す機会を創出するとともに、事業者や団体等が地域で実施する自然保護活動等への支援に努めます。
- ・ 地域の実情に応じて、農山漁村の多面的機能が発揮されるようモニタリング等を行いながら状況に応じ適切に対応する管理（適応的管理）を促進します。

（県）

県は、本戦略の目標達成に向けて、行動計画に掲げた施策を総合的、計画的に実施するとともに、各主体に対し積極的な働きかけを行い、各種目標の達成状況を確認・評価し、適切な支援を行います。

また、広域的な取組が必要となる課題に対しては、市町間や近隣県、国等との協力や連携を図りながら適切に対応します。

（2）戦略を推進する組織の位置づけ・構成

①生物多様性ネットワークの構築

生物多様性センターが中心となり、大学等教育機関及びNPO等民間団体が連携しながら生物多様性ネットワークを構築し、情報交換や生物多様性に係る体験活動等、各機関の事業連携を検討する場を設けて、生物多様性の推進の基盤強化を図ります。

②愛媛県生物多様性センター

平成24年4月に設置し、生物多様性保全のための調査・研究をはじめ、情報の収集・分析・公表、標本管理、普及啓発、人材育成を一括して行う拠点として活動しており、生物多様性ネットワークの中心的な存在として本戦略の推進を図ります。

③えひめの生物多様性保全推進委員会及び同委員会専門部会

本県の生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図るため、学識経験者等から構成する委員会及び同専門部会により本戦略の推進を図ります。

④生物多様性保全推進庁内連絡会議

本戦略に掲げる施策を総合的かつ効果的に県庁各部局で協力して推進するため、県庁内関係課室長等で構成する連絡会議により情報共有等を図ります。

2 進行管理

目指すべき将来像の実現に向けて、えひめの生物多様性保全推進委員会及び同委員会専門部会は、重点施策の行程と数値目標の達成状況を毎年度点検・評価します。

また、毎年度その結果を取りまとめ、公表するとともに、広く県民等から意見等を求め、取組をさらに推進します。